

補助金の適正化について  
(答 申)

令和4年12月

清瀬市補助金適正化検討委員会

# 目次

I	はじめに	1
II	委員会の概要	2
	1 諮問の経緯	
	2 諮問事項	
III	補助金の現状	3
	1 補助金の定義	
	2 補助金の現状	
	3 検討の対象とした補助金	
IV	補助金の評価	5
	1 検討方法	
	2 評価基準	
	3 補助金担当課ヒアリング	
	4 補助金の評価	
V	補助金の適正化	13
	1 補助金総額の抑制	
	2 事業費補助の原則	
	3 清瀬市補助金交付基準の遵守	
	4 定期的な見直し	
	5 説明責任の履行	
VI	資料	15
	1 清瀬市補助金適正化検討委員会設置要綱	
	2 清瀬市補助金交付基準	
	3 清瀬市補助金適正化検討委員会委員名簿	
	4 審議経過	

## I はじめに

清瀬市では第4次清瀬市長期総合計画に基づき、市が目指すべき10年後の将来像を実現するための施策の1つとして、健全な財政運営の確立を掲げており、その中において、各種団体等に交付している補助金の適正化を重要な事業として位置付けている。

このことから、清瀬市補助金適正化検討委員会は、令和4年7月26日に澁谷桂司市長から、補助金の継続、廃止、充実又は縮小等の見直しを審議し、補助金の適正化を図るよう諮問を受けた。

当委員会は、市長より委嘱された10名（うち公募市民6名）の委員により構成され、全8回の会議を開催する中で、補助金担当課ヒアリングを実施するなど、清瀬市の補助金の現状把握、問題点について、活発かつ慎重に検討を重ねた。

これらを踏まえて、補助金の適正化について審議し、評価を行い、当委員会としての結論をまとめたので、ここに答申する。

この答申が尊重され、提案に対する応答結果が市民に広く共有されることを望む。これにより、補助金の適正化を図ることで、健全な財政運営が確立されることを願うものである。

令和4年12月

清瀬市補助金適正化検討委員会

委員長 星野 泉

## II 委員会の概要

### 1 諮問の経緯

清瀬市では、平成28年3月に策定した「第4次清瀬市長期総合計画」に基づき、目指すべきまちの将来像を実現するため、長期的な視野に立ったまちづくりを進めている。

一方、清瀬市の令和4年度当初予算をみると、歳入の根幹である市税収入が歳入総額に占める割合が29.2%で多摩26市の平均を大きく下回っている。また、歳出においては、高齢化などによる扶助費の増加や市債発行に伴う公債費の増加などにより、歳出総額に占める義務的経費の割合が60%にせまる勢いとなっている。このように厳しい財政運営を強いられている中、今後も増加が見込まれる社会保障関係経費をはじめ、個別施設計画に基づく公共施設の改修や多様化する市民ニーズへの対応、さらには新型コロナウイルス感染症の対策事業など、より多くの財政需要が見込まれる。

こうした状況の中、持続可能な財政運営を進めていくためには、限られた財源を効率的かつ効果的に活用していく必要があり、「第4次清瀬市長期総合計画・実行計画」において、その取り組みの一つとして、清瀬市が各種団体等に交付している補助金の適正化を掲げている。

補助金の適正化については、平成29年度に適正化検討委員会を開催し、見直しを図ってきたところであるが、前回の開催から5年が経過し、清瀬市を取り巻く環境など社会情勢の変化に合わせた補助金の適正化を図るべく、市長からの諮問を踏まえ、本委員会を開催し、審議を行ったものである。

### 2 諮問事項

本委員会に対する諮問事項は、以下の2点である。

(1) 補助金の継続、廃止、充実又は縮小等の見直しに関すること

個々の補助金の現状把握、問題点を検討し、継続、廃止、充実又は縮小等の評価を行う。

(2) その他補助金の適正化に関する事項

補助金制度全般のあり方を検討し、見直しを図る。

### Ⅲ 補助金の現状

#### 1 補助金の定義

補助金については、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」（地方自治法第232条の2）と規定されており、一般的には公益性が高い特定の事務や事業を行う個人や団体等に対し、反対給付を求めることなく、「育成」「支援」「助成」「奨励」などの目的を持って支出するものである。

補助金は、市が行政目的を達成するために必要であると判断して独自に支出する場合のほか、国や東京都の施策に基づき国や都の補助を受けて支出する場合もある。

本委員会で審議した補助金は、清瀬市の予算歳出科目からみると、第18節「負担金、補助及び交付金」のうち、細節「補助金」に区分される経費である。

#### 2 補助金の現状

令和4年度当初予算における補助金の交付状況は、下記【表1～3】のとおりである。

全129事業、総額で29億円を超える補助額となっており、開始年度別でみると、古くから開始されているものが多いが、一方、新型コロナウイルス感染症対策の補助金をはじめとする直近の年度に新設された補助金も存在している。

また、担当課別でみると、子育て支援課、福祉総務課、障害福祉課といった民生費に係る補助金について、補助金の種類及び補助額が多い状況である。

【表1】令和4年度当初予算における補助金交付状況

補助金の種類	補助額
129事業	2,925,055千円

【表2】令和4年度当初予算における補助金開始年度別交付状況

補助金開始年度	補助金の種類	補助額
～昭和63年	35事業	895,672千円
平成元年～平成29年度	61事業	1,118,006千円
平成30年度～(※)	33事業	911,377千円
うち令和4年度～	8事業	242,458千円

(※) 平成29年度開催の適正化検討委員会以後に新設された補助金

【表3】令和4年度当初予算における補助金担当課別交付状況

補助金担当課	補助金の種類	補助額
シティプロモーション課	5 事業	4,140 千円
男女共同参画センター	1 事業	500 千円
職員課	2 事業	5,537 千円
防災防犯課	5 事業	1,208 千円
環境課	4 事業	7,050 千円
産業振興課	11 事業	52,586 千円
福祉総務課	10 事業	104,341 千円
障害福祉課	6 事業	104,115 千円
子育て支援課	35 事業	1,642,478 千円
子ども家庭支援センター	4 事業	73,909 千円
健康推進課	3 事業	1,217 千円
保険年金課	3 事業	37,824 千円
介護保険課	7 事業	278,417 千円
都市計画課	7 事業	539,034 千円
道路交通課	4 事業	36,200 千円
水と緑と公園課	3 事業	9,708 千円
下水道課	1 事業	1,500 千円
教育総務課	7 事業	14,881 千円
教育指導課	2 事業	1,480 千円
生涯学習スポーツ課	8 事業	6,650 千円
議会事務局	1 事業	2,280 千円
合計	129 事業	2,925,055 千円

### 3 検討の対象とした補助金

前回の委員会では全ての補助金に対して検討及び評価を実施したことにより、広く多くの補助金について適正化が図ることができたため、今回については検討する補助金を絞り、一つの補助金を深く検討をすることとする。

なお、補助金のなかには「国や都の施策に基づいた補助金」、「債務負担行為が設定されている補助金」、「令和4年度に新設された補助金」と検討にあたって議論が進みにくい補助金もあるが、上記のような補助金も含めた全ての事業のうち、委員会で選定した25事業の補助金について検討を行うこととした。

## IV 補助金の評価

### 1 検討方法

補助金は、行政目的を達成するために重要な役割を果たしている一方で、一部の補助金については成果や効果が見えにくいこと、また、一度交付されると長期化され、検証が十分に行われないうまま継続されるといった問題点がある。

本委員会では、上記の問題点を踏まえ、適正化を検討するにあたって、一定の評価基準を設けた上で各補助金を評価するとともに、補助金制度のあり方・あるべき姿についても審議した。

### 2 評価基準

補助金の適正化を検討するにあたり、次の考え方を評価基準とした。

#### (1) 公益性

- ・住民自治の向上、住民の福祉の増進が図られている。
- ・市民の安全・安心な生活に寄与している。
- ・市民の教育、文化、スポーツの振興に寄与している。
- ・地域の経済、産業の振興に寄与している。
- ・市の施策として推進する事業を積極的に奨励している。

#### (2) 必要性

- ・事業の目的や内容等が社会情勢に合致している。
- ・行政と市民の役割分担を考慮した上で、真に補助すべき事業・活動である。

#### (3) 効果性

- ・効果が広く多くの市民にいきわたり、特定の者のみの利益に供することがない。

#### (4) 適正性

- ・補助金等の支出手続きが法令・条例・規則・要綱等に基づいている。
- ・補助金等の支出目的、範囲が法令の規定に抵触していない。
- ・団体等の会計処理及び補助金等の使途が適切である。
- ・団体等において、適正な監査機能を有している。
- ・団体等の事業活動内容と補助目的との整合がとれている。

#### (5) その他

- ・補助団体から別の団体へ再補助をしていない。
- ・(補助金交付対象について) 公募制を導入している。
- ・補助額の算定基準が明確である。
- ・補助金が各団体の飲食等に使用されていない。
- ・委託や直接執行等ではなく、補助金としての支出が適している。

### 3 補助金担当課ヒアリング

補助金の評価にあたり、より多くの情報収集が必要であることから審議を行う25事業について、補助金を交付している担当課へのヒアリングを実施した。

### 4 補助金の評価

全129事業の補助金のうち25事業の補助金に絞り、廃止、削減、増額、現状維持、要検討の5区分で評価した。

なお、補助金評価総括は【表4】、補助金評価一覧は【表5】のとおりである。

#### (1) 廃止

補助金の効果や補助目的の意義が低下しており、補助金の廃止が妥当であると評価したもの。

#### (2) 削減

補助金の必要性は認めるが、補助の内容や交付実績等から判断すると、補助額の削減が妥当であると評価したもの。

#### (3) 増額

現在の市民ニーズや社会情勢等から必要性が高く、補助額を増額することで、さらに事業効果が期待できると評価したもの。

#### (4) 現状維持

補助金に見合った効果が認められ、現状どおり補助を継続することが妥当であると評価したもの。

#### (5) 要検討

制度設計や事業内容の見直しの余地があり、検討・再検討の必要があると評価したもの。

【表4】 補助金評価総括

評価区分	補助金の種類
(1) 廃止	1 事業
(2) 削減	0 事業
(3) 増額	0 事業
(4) 現状維持	16 事業
(5) 要検討	8 事業
合計	25 事業



【表5】補助金評価一覧

番号	補助金名称	担当課	補助金開始年度	前回(H29)評価結果	R3 予算額	R3 決算額	R4 予算額	評価	意見
3	きよせ市民まつり実行委員会補助金	シティプロモーション課	S58	見直し	2,000	0	2,000	現状維持	現状の予算内で開催できる企画を検討してほしい。本来の目的を果たすため、これまでになかったアイデアを取り入れた企画を期待する。
4	平和祈念展等実行委員会補助金	シティプロモーション課	H17	見直し	250	249	250	要検討	被害を受けたことを伝えるのではなく、現在、世界各国でどのようなことが起きているのかを交えつつ説明した方が、若い世代は身近に感じるのではないかと。若い世代が参加できる、したいと思うような積極的な企画を検討すること。
7	防犯協会補助金	防災防犯課	S56	削減	650	650	650	現状維持	従来の方法に依存せず、他市等の活動例を随時学習し、より効果的な進め方を取り入れること。会議費や事務費の増加は予想されるものの、防犯啓発用品や歳末警戒激励品等の見直しを進めれば、現状維持で可能と判断した。
8	清瀬市コミュニティバス運行事業費補助金	道路交通課	H18	見直し	27,552	27,552	28,000	要検討	中止が難しいサービスだからこそ、コースの改善や年齢構成、地域の関係等きちんと調査をし、利用者数の改善を図ること。現状では赤字削減対策が具体的ではない。
9	街路灯電気料等補助金	道路交通課	S47以前	現状維持	7,500	6,127	6,400	要検討	LED化を推進し、電気代の削減をしていくこと。対象の街路灯のうち、どの程度がLED化となっているか、またLED化による電気代削減効果を調査・分析できていないので、きちんと対応すること。

【表5】補助金評価一覧

番号	補助金名称	担当課	補助金開始年度	前回(H29)評価結果	R3 予算額	R3 決算額	R4 予算額	評価	意見
12	社会福祉協議会運営費補助金	福祉総務課	S47以前	現状維持	64,492	64,492	65,000	現状維持	会計年度任用職員に対する期末手当を支払うなど、適正な制度運用をしているが、働く職員の定期昇給など補助金の要望を市へ伝える組織力の強化が必要である。また、福祉分野は人材が不足する中、多くの課題に取り組んでいることから、市と連絡を密にとるなど、関係性を築くことが必要である。
17	老人クラブ助成	福祉総務課	S47以前	削減	5,500	4,861	5,500	現状維持	老人クラブの意義・運営・補助のあり方を再検討していくべき。会員を増やすことのメリットを明確にしていけば、問題なく運営され则认为る。 老人クラブへの参加は対象人口のうち一部であることから、できるだけ多くの高齢者に助成の恩恵が届くようになると、さらに良い事業になると感じる。
14	福祉サービス総合支援事業補助金	介護保険課	H17	現状維持	2,751	2,751	2,751	現状維持	高齢化が進むなか、重要かつ需要は高まる事業だが、基本は現状維持をベースとして取り組んで欲しい。 社会福祉協議会の力量強化等、取り組む課題は多い。
23	私立保育園等運営費	子育て支援課	S54	現状維持	636,775	691,560	677,082	現状維持	当初予算額では不足して流用や補正が生じているものの、今後、少子高齢化に伴い児童数の減少が予測されることから、現状維持とした。 この制度により各園の格差が解消され、保護者が安心して預けられるような環境を維持して欲しい。
35	清瀬市子育てキラリクーポン券事業補助金	子ども家庭支援センター	H27	増額	9,423	9,423	9,500	現状維持	子育て世帯の負担軽減には必要だが、見直すべき部分もいくつかあるため、定期的な検討をすること。 食材等が価格高騰する中、給食費に使えるクーポンは、子育て世帯の定着に繋がっていると考える。

【表5】補助金評価一覧

番号	補助金名称	担当課	補助金開始年度	前回(H29)評価結果	R3 予算額	R3 決算額	R4 予算額	評価	意見
36	清瀬市子供食堂推進事業	子ども家庭支援センター	H30	—	3,360	2,884	9,240	要検討	子供食堂の開催場所に地域の偏りはあるものの、単なる子どもに食を提供するだけでなく、居場所づくりや虐待の早期発見にも繋がることから、重要な事業だと考える。制度拡充により、事業の効果・サービス向上に直結するならば、予算の増額も効果的ではないか。
40	清瀬市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術助成金	環境課	H25	現状維持	150	68	150	現状維持	ボランティア団体と連携をしつつ、運営をしていくこと。コロナ禍により飼い主がいない猫の増減把握が難しいところだが、今後、増加傾向ではないと判断できた場合は減額を検討すること。
41	清瀬市太陽光発電システム等設置補助金	環境課	H20	見直し	4,250	3,325	5,750	現状維持	今の時代に合った補助金であり、調査研究を行いながら、実績が増えるよう市民への告知方法を改善すること。災害時の在宅避難に備え、太陽光パネル等の積極的な設置を促すことも踏まえ、要望が増えるようであれば増額を検討すること。
42	生ごみ減量化処理機器購入費助成金	環境課	H7	削減	1,000	988	1,000	現状維持	目的が機器購入補助で終わらないよう、ごみの減量への意識に繋がるよう取り組んでいくこと。今後の推移によっては、削減も検討していくこと。
47	清瀬市産業を活かした観光ルート整備費補助金	産業振興課	H20	見直し	0	0	10,000	現状維持	コロナ禍で開催できていないので、まずはこれまでやってきた形で開催できるようになることを最優先とし、当面は現状維持とした。ただし、せっかく大きなイベントに育っているの、将来的には拡充の方向性で検討すること。清瀬市の産業を活かし、事業を通じて観光の開発や振興を目指して欲しい。

【表5】補助金評価一覧

番号	補助金名称	担当課	補助金開始年度	前回(H29)評価結果	R3 予算額	R3 決算額	R4 予算額	評価	意見
48	清瀬市商工会等補助金	産業振興課	S47以前	見直し	7,100	7,100	7,100	現状維持	減少傾向にあった会員数を回復させるなど努力をし、コロナ禍において商工会は中小企業者の相談者として活躍している。景気回復後に会員数が減少することも考えられるので現状維持とした。
55	生け垣助成	水と緑と公園課	H19	廃止	100	56	100	廃止	本来の補助目的と効果は、現行の補助金の活用方法では達成できるものではないため、見直しが必要である。前回は「廃止」となっていたにも関わらず、変更・改善をしていない。
57	清瀬市木造住宅耐震改修等助成	都市計画課	H25	現状維持	600	0	600	要検討	市民が利用しやすいようオプション等を設定し、利用促進をすべき。補助金を活用した結果、市全域の耐震化向上データを示すべき。
58	清瀬市子育て世帯近居支援事業	都市計画課	H28	現状維持	3,000	2,794	3,000	現状維持	対象者の拡大、上限金額の見直し等、運用改善に向けて努力している。引越し後ではなく、引越しの可能性のある他地域の住人へ告知すること。

【表5】補助金評価一覧

番号	補助金名称	担当課	補助金開始年度	前回(H29)評価結果	R3 予算額	R3 決算額	R4 予算額	評価	意見
65	特別支援学級校外宿泊訓練補助金 (小学校)	教育指導課	S47以前	現状維持	719	370	700	要検討	特別支援学級を通常学級と合同で行事を行っていきなれば、通常学級の児童・生徒への補助金で対応できるため、縮小・廃止をしていくべき。 通常学級と合同で学習を進めることは、健常者と障害者の双方に学びがあるが、支援が必要な児童が疎外感を覚えたり、事業に参加できなくならないよう慎重に進めてもらいたい。
69	特別支援学級校外宿泊訓練補助金 (中学校)	教育指導課	S48	現状維持	298	0	780		
63	移動教室補助金 (小学校)	教育総務課	S49	現状維持	2,667	2,423	2,554	要検討	今後の物価高騰の影響がわかり状況だが、児童・生徒数が減少していくなら、現状維持が妥当である。 移動教室に対する負担軽減策は効果的だが、補助額については、適宜見直しを行い、適正化を図っていく必要がある。 義務教育の無償性を高める意味でも、現状を維持していく必要がある。
67	移動教室補助金 (中学校)	教育総務課	S47以前	現状維持	6,136	499	3,328		
72	石田波郷俳句大会助成	生涯学習スポーツ課	H21	現状維持	700	700	700	要検討	出前教室等を実施することで、児童・生徒の語彙力向上には寄与しており、他自治体と比較しても補助額も概ね妥当である。 石田波郷と市の繋がりは理解できるが、この事業が市の文化的発展・発信に貢献しているのか、また市でやる必要性について疑問が生じる。

【表5】補助金評価一覧

番号	補助金名称	担当課	補助金開始年度	前回(H29)評価結果	R3 予算額	R3 決算額	R4 予算額	評価	意見
76	体育協会補助金	生涯学習スポーツ課	S47以前	見直し	900	900	900	要検討	スポーツの普及・発展には必要だが、前回の答申で「見直し」とされているにも関わらず、運用に問題なかったことを理由に改善等の努力をしていない。 所管課が体育協会の活動について認識が不足しており、補助金に見合った活動をしているのか判断できていない。
81	清瀬市雨水浸透施設設置助成	下水道課	H25	削減	1,500	176	1,500	現状維持	広く多くの市民が活用し実績がでるよう、広報活動等に力を入れること。 助成対象を拡大するなど改善もしていることから、引き続き現状維持で取り組んで欲しい。
104	清瀬市保育士等キャリアアップ補助金 (私立保育園等運営事業)	子育て支援課	H28	—	16,922	16,429	15,809	現状維持	保育士不足の解消がされない中、この補助金により保育士の勤続年数が伸び、離職率の改善にもなることから、現状維持で継続していくことが妥当と判断した。 都補助金事業ではあるものの、公立保育施設で働く保育士のキャリアアップや処遇改善へのスライドさせる義務が伴うことを自覚することが必要である。 補助額は市民の在園数が今後、減少傾向にあるということなので、現状維持が妥当と判断した。
109	清瀬市保育士等キャリアアップ補助金 (認可外保育施設等助成事業)	子育て支援課	H28	—	164	164	2,766		
114	清瀬市保育士等キャリアアップ補助金 (認証保育所運営事業)	子育て支援課	H28	—	7,738	7,738	15,809		

## V 補助金の適正化

本委員会では、補助金の適正化に向けて、様々な視点により全8回にわたる議論を重ねたところである。その中で、補助金制度全般のあり方について、以下のとおり提言する。

### 1 補助金総額の抑制

高齢化に伴う社会保障関係経費の増加など、様々な財政需要が見込まれる中で、清瀬市が持続ある財政運営を進めていくためには、補助金の総額を抑制することが求められる。

補助金新設にあたっては、資料2の交付基準に合致するだけでなく、補助金全体の抑制という観点から、スクラップ・アンド・ビルドを基本とし、既存の補助金の見直しや廃止を検討する。

また、既存の補助金について、特に開始年度が古く、長期化している補助金は、制度や社会情勢等の変化に対応しているかどうか、現在の市民ニーズに合致しているかどうか等、様々な角度から検証を図るべきである。

### 2 事業費補助の原則

補助金の対象は、大別すると、事業を実施するうえで必要となる経費に対して補助する事業費補助と、団体等の維持を目的とする経費や施設運営費に対して補助する団体運営費補助の2つに分かれている。

補助金交付にあたっては、補助目的や補助効果等が明確にされなければならないが、団体運営費補助はその点が見えにくいという課題がある。

したがって、補助金の交付は、原則として事業費補助に限定することが望ましい。

団体の運営は、本来、その団体が主体的に責任を持って行うべきであり、独自の財源によって負担することが基本であるが、団体運営費補助が継続されることによって、補助金に依存し、団体としての自主性・自立性が損なわれる恐れがある。

よって、団体運営費補助については、今後、原則として事業費補助へ転換させていくことが必要である。なお、団体運営費補助を実施する場合は、あくまで団体が自立するまでの一定期間に限るものとし、団体の自立を促すべきである。

### 3 清瀬市補助金交付基準の遵守

平成30年2月に策定した清瀬市補助金交付基準について、新型コロナウイルス感染症対策など臨時的な対応のものを除き、基準を遵守した運用を徹底し、適切な運用を継続していくことが重要である。特に団体運営費補助に

については、余剰金が生じているにも関わらず精算を実施していない、対象経費が曖昧になっているなどが発生しないよう、所管課が適切な執行を行っていくこと。また、事業費補助金に関しては、新型コロナウイルス感染症をはじめ、社会情勢によって日々変化していくことが考えられる。漫然と毎年同じように事業を繰り返していくのではなく、常に事業の在り方について検討し、補助金交付基準に基づいた運用を行うこと。

#### 4 定期的な見直し

補助金は、一般的に指摘される課題として、検証が十分に行われぬまま継続されるといった点が挙げられる。

そのような課題を解決するために、毎年度の予算編成過程において、交付目的、現状、効果等、事業執行内容を把握している補助金の担当課が、時代変化を考え、その内容や金額が適正かどうかを十分に精査・検証し、予算に反映させることが必要である。

また、個々の補助金をよりの確に評価し、補助金制度全般の適正化を図るためには、第三者組織による定期的な検証も重要である。

なお、今回、審議の対象とならなかった補助金制度について、実績がない、または時代に即していない事業については、補助金所管課で定期的な検討を行い、制度改正または廃止について取り組んでいくべきである。

#### 5 説明責任の履行

清瀬市が交付している補助金は、その財源をみると、その多くは市の一般財源で負担しており、市民の税金によって成り立っている。

市は市民に対して、補助金交付について説明責任を果たす必要があり、また、補助金の交付を受けた団体等についても、市民に対して一定の説明責任を果たす必要がある。

また、補助金の適切な運営だけでなく、補助金交付による費用対効果を説明できるよう、調査・分析を実施して常に実態を把握していくことも必要である。

当然ながら全ての補助金が説明責任の対象となるが、特に、市民が委員として参加した本委員会において指摘した補助金については、その指摘事項が適切に運用されているかどうか、より一層の説明責任を果たし、公表することが求められる。



## VI 資料

### 【資料1】 清瀬市補助金適正化検討委員会運営要綱

平成29年2月28日訓令第11号

改正 令和2年10月22日訓令第73号

(目的)

第1条 この要綱は、市長の諮問に応じて各種団体及び個人に対する補助金（以下「補助金」という。）の適正化について調査及び検討をするために設置した清瀬市補助金適正化検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 補助金の継続、廃止、充実又は縮小等の見直しに関する事
- (2) その他補助金の適正化に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民
- (3) その他市長が必要と認めた者

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(設置期間及び委員の任期)

第5条 委員会の設置期間及び委員の任期は、第2条の規定による報告をしたときをもって終了する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画部財政課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年10月22日訓令第73号)

この訓令は、令和2年11月1日から施行する。

## 【資料2】 清瀬市補助金交付基準

平成30年2月策定

### 1 目的

この基準は、清瀬市が交付する補助金について、その交付を決定する際に統一的な基準を定めることにより、補助金を効果的かつ効率的に運用し、その適正かつ公正な交付を図ることを目的とする。

### 2 定義

この基準における「補助金」とは、市の予算歳出科目では、第19節「負担金、補助及び交付金」のうち、細節「補助金」に区分される経費であり、市が公益上必要であると認める場合において、市以外のものが行う事業等に対して交付する補助金、助成金、利子補給金及びその他の給付金で、相当の反対給付を受けることなく行う金銭的給付をいう。

### 3 交付要件

市が交付する補助金は、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 補助金は、条例、規則、要綱等により、補助の目的、対象、補助金額の算出方法、補助対象経費等をあらかじめ明確にすること。（補助の明文化）
- (2) 補助金の交付を受けるものが団体の場合は、定款、規約等に定める設立目的、活動内容が補助金の交付の目的と合致していること。また、監査等の体制があり、会計処理が適正であること。
- (3) 市と市民の役割分担において、市が関与・支援すべき事業と認められること。

### 4 補助金の分類

補助金は、その目的別に次のとおり分類する。

- (1) 制度的補助  
国、都等の制度に基づき補助するもの
- (2) 事業費補助  
特定の事業（活動）に対して、その事業の公益性を市が認識し、当該事業を推進・奨励等するために補助するもの
  - ① 施策補助  
本来市が取り組むべき事業について、地域や関係者団体等に事業運営を任せの方が効果的・効率的な場合に、当該事業の運営に係る経費の一部又は全部を補助するもの
  - ② 公益事業補助

スポーツ振興や文化振興など、個人や団体等が行う公益性の高い事業等に対して補助するもの

③ その他

上記のいずれにも該当しない事業費補助

(3) 団体運営費補助

極めて公益性の高い事業を行う団体の支援や自立を促す目的で、運営費に対して一定期間補助するもの

(4) 償還補助

団体等が実施する公益的事業の借入金元利償還金に対して補助するもの

## 5 交付期間

補助金の既得権化を防止し、社会情勢の変化に対応した事業内容への見直しを図るため、次のとおり終期を設定する。

- (1) 新たな補助金の交付については、補助期間の終期設定を必須とする。(原則3年を超えないものとする。)
- (2) 市単独での同一団体への補助金交付は、原則としてすべて3年を限度とするが、公益上の必要があれば継続できるものとする。
- (3) 目的が達成された事業や自立が認められる団体、又は事業目的が達成できないと認められる事業や団体への補助については、交付期間が3年を経過する前であっても補助金を終了することとする。
- (4) 国や都等の補助に伴う補助金等については、その補助期間の終了をもって原則終了する。

## 6 交付基準

補助金の交付に関しては、補助金に係る事業、団体活動の計画または実績等に基づき、次の基準により個別に判断し、その交付を決定する。

(1) 公益性	<p>①事業目的や内容が、客観的にみて公益性があること</p> <p>②長期総合計画の施策や事業の目標達成のために貢献しているものであること、また、市の施策として、事業を積極的に推進すべきものであること</p> <p>③地域での住民自治や社会福祉の増進について高い必要性が認められるものであること</p> <p>④教育・文化・芸術・スポーツ等の推進に著しく貢献するもの</p>
(2) 必要性	<p>①国、都、民間等が負担すべきものでなく、市が財政負担することが適当であること</p> <p>②市民との協働によるまちづくりの推進のため、補助すべき事業(活動)であること</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>③現在の社会経済情勢において、事業目的や内容が合致しており、市民ニーズが高いものであること</li> <li>④補助の目的が達成されておらず、支援を継続していく必要があること</li> <li>⑤民間等に類似した事業がないこと</li> <li>⑥形式的、習慣的な補助でないこと</li> </ul>
(3) 効果性	<ul style="list-style-type: none"> <li>①費用対効果の観点から、補助目的や金額に見合う効果が認められること、又は、効果が十分に期待できること</li> <li>②他の手法でなく補助によることが施策目的の実現のために最適であること</li> </ul>
(4) 公平性	<ul style="list-style-type: none"> <li>①補助金の効果が特定の個人、団体等に偏らず、広く市民に行きわたるものであること</li> <li>②効果が一定範囲（地域、年代等）に限定されているとしても、必要性が高いものであること</li> <li>③他の団体や市民との間で公平性が保たれていること</li> </ul>
(5) 適正性	<ul style="list-style-type: none"> <li>①補助金の支出根拠が、条例、規則、要綱等に基づいていること</li> <li>②補助金額が過度な支出でなく、適正な支出であること</li> <li>③団体の設立目的や事業内容が、補助の目的と合致していること</li> <li>④団体の会計処理が適切であり、補助金の使途が明確であること</li> <li>⑤団体の決算における繰越金（剰余金）が、補助しようとする額から判断し、妥当であること</li> </ul>

## 7 補助対象経費の明確化

補助対象経費を明確にし、補助事業の財源内訳として市補助金と団体等の自主財源による区分を行うとともに、各団体等に対し自主財源確保についての努力を促すこととする。

また、補助金は原則として事業目的の達成に向けた事業費を対象に交付されることが適当であり、団体運営費補助についてはその補助対象となる経費の範囲を適切に判断したうえ、事業費補助へ移行できるよう努めるものとする。

## 8 補助対象外経費

次に掲げる経費は補助対象外とする。

対象外項目	説明
人件費	団体運営に係る人件費。 ただし、事業を推進するために必要な人件費は除く。
交際費	団体を代表し、団体利益のために外部団体等との交渉に要する経費。

対象外項目	説明
慶弔費	
飲食費	酒席を伴う飲食費や懇親会の経費。 ただし、会議等における茶菓等のほか、交付目的と飲食費が密接に関わるものを除く。 なお、この場合であっても一定の上限額を設けること。
視察研修費	補助事業と直接関係のない慰労的視察旅費。 ただし、事業の性質上、真に必要なと認められる視察研修は補助対象とすることができる。
積立金	
負担金等	上部組織に支出している会費・負担金は、原則として補助対象としない。ただし、下部組織である分科会等に助成金などの名目で支出している場合は、事業内容を精査の上、補助対象とすることができる。
助成費	別の団体等への助成金や物品などの援助（二重補助）
大会商品費	大会、行事等の賞品・記念品の購入に係る経費。
その他	社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費。

## 9 補助金額の算定等

補助金額を算定するにあたり、次に掲げる点に留意すること。なお、各補助要綱等に基づき、必要に応じて限度額を設定すること。

また、社会経済情勢や市の財政状況等を勘案し、それぞれの補助率や限度額については常に見直し検討を行うこと。

### (1) 制度的補助

各制度に定める基準によること。

なお、国や都等の制度に伴うものは、合理的な理由がない限り、原則として「上乘せ補助」は行わない。

### (2) 事業費補助

各補助要綱等で定める補助額、補助率又は補助期間によること。

なお、原則として次に掲げる点に留意すること。

①本来市が取り組むべき事業・・・補助対象経費を全額補助する。

②市と団体等が協働で実施すべき事業・・・補助対象経費の2分の1以下の額を上限とする。

③団体等が自ら取り組むべき事業・・・団体負担とし、補助は行わない。

### (3) 団体運営費補助

原則として補助対象経費の2分の1以下の額、又は、あらかじめ定めた

限度額以内の額のうち、いずれか低い額とすること。

(4) 償還補助

各補助要綱等で定める補助額、補助率又は補助期間によること。

## 10 補助金の交付に係る見直し

この基準に基づく補助金の見直しについては、毎年度予算編成時に行い、その適正な交付に努めるとともに、適宜交付基準の見直しを行い、そのときの行財政状況に適したものに改定していくこととする。

また、国や都等の財源を伴うものについて制度改正があった場合には、見直し基準に依らず、その時点で補助金等の存続も含め見直しを行うものとする。

なお、見直しにあたっては、次に掲げる点に留意すること。

(1) 廃止を検討するべきもの（統合を含む）

- ① 10年以上継続している補助金は補助目的、補助内容、補助効果を精査のうえ、継続の可否等について判断すること。
- ② 少額の補助金の場合、その必要性や有効性を十分検証した上で、廃止について判断すること。
- ③ 補助対象の事業又は団体の予算に占める補助金の割合が概ね10%以下の場合、自立可能と判断し、原則廃止とすること。
- ④ 補助の目的や対象などが類似する補助金について、可能な限り廃止を含めて整理・統合すること。

(2) 補助金の余剰金が発生した場合

- ① 戻入や申請変更等の手続きをし、次年度への繰り越しが無いようにすること。
- ② 担当課において、当該補助金を一定期間中止することも含め補助金額の見直しを行うこと。

(3) 補助根拠等の見直し及び明文化

- ① 補助金の額を単価により積算するものは、単価の算出根拠を明確にすること。
- ② 補助対象事業、補助額の根拠が明らかでない場合、補助金額や算定方法の見直しを行い、補助根拠の算定方法について説明できるようにすること。
- ③ 単に事業費の不足を補てんするだけの補助は行わないこと。
- ④ 補助金額や補助率等が近隣自治体と比較して高い場合は、見直しを行うこと。
- ⑤ 市民への説明ができるよう補助事業による費用対効果を把握し、補助事業として適正なものであるか常に検討し、効果が得られない場合は廃止を含めた見直しを行うこと。

## 11 補助金の新設

補助金を新設する場合は、この基準に定める要件に合致した内容であるか十分検証した上で交付を決定すること。

また、その場合、補助金総額の抑制という観点から、スクラップ・アンド・ビルドを原則とし、既存の補助金の廃止、削減について検討すること。



【資料3】 清瀬市補助金適正化検討委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

役職	氏名	備考
委員長	星野 泉	明治大学政治経済学部教授
副委員長	菅原 敏夫	元公益財団法人 地方自治総合研究所研究員
委員	花井 正信	行政書士
委員	松井 明美	税理士
委員	櫻田 元規	公募市民
委員	岩崎 玲子	公募市民
委員	福山 かをり	公募市民
委員	山村 康一	公募市民
委員	高橋 まい	公募市民
委員	山崎 聖	公募市民

【資料4】 審議経過

回	日時	内容
第1回	令和4年7月26日(火) 18時30分～19時45分	委員長・副委員長選出 清瀬市の財政状況等 補助金の交付状況 検討委員会のこれからの進め方
第2回	令和4年8月24日(水) 18時30分～19時05分	担当課ヒアリング対象補助金の選定
第3回	令和4年9月8日(木) 18時30分～20時20分	補助金担当課ヒアリング
第4回	令和4年9月21日(水) 18時30分～20時40分	補助金担当課ヒアリング
第5回	令和4年10月25日(火) 18時30分～20時25分	補助金適正化の検討
第6回	令和4年11月15日(火) 18時30分～19時55分	補助金適正化の検討
第7回	令和4年12月2日(金) 18時30分～19時35分	補助金適正化の検討 答申(案)の検討
第8回	令和4年12月14日(水) 18時30分～18時55分	答申(案)のまとめ